新たな日常にも対応したデータヘルスの集中改革プラン

データヘルス集中改革プランの基本的な考え方

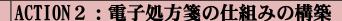
第7回データヘルス改革推進本部資料 (令和2年7月30日)

○ 3つの仕組みについて、<u>オンライン資格確認等システムやマイナンバー制度等の既存インフラを最大限</u> 活用しつつ、<u>令和3年に必要な法制上の対応等</u>を行った上で、<u>令和4年度中に運用開始</u>を目指し、効率的 かつ迅速に<u>データヘルス改革</u>を進め、新たな日常にも対応するデジタル化を通じた強靱な社会保障を構築 する。

▶3つのACTIONを今後2年間で集中的に実行

ACTION 1:全国で医療情報を確認できる仕組みの拡大

<u>患者や全国の医療機関等で医療情報を確認できる仕組み</u>について、 対象となる情報(薬剤情報に加えて、手術・移植や透析等の情報) を拡大し、今和4年夏を目途に運用開始



重複投薬の回避にも資する電子処方箋の仕組みについて、オンライン資格確認等システムを基盤とする運用に関する要件整理及び関係者間の調整を実施した上で、整理結果に基づく必要な法制上の対応とともに、医療機関等のシステム改修を行い合和4年夏を目途に運用開始



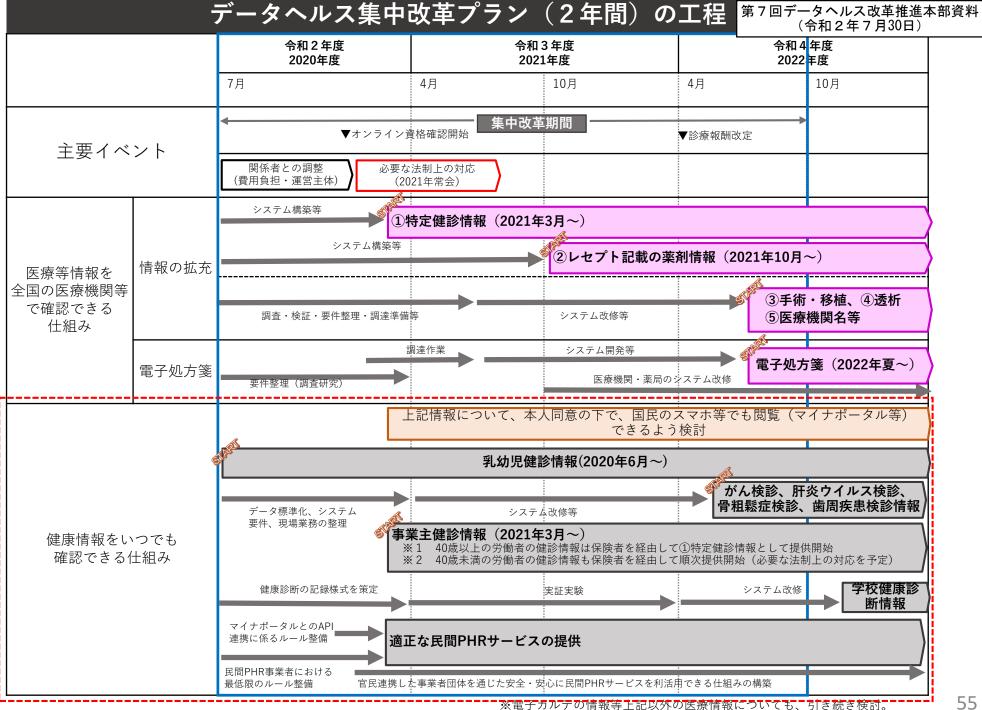


ACTION 3:自身の保健医療情報を活用できる仕組みの拡大

P C やスマートフォン等を通じて国民・患者が<u>自身の保健医療情報を閲覧・活用できる仕組み</u>について、健診・検診データの標準化に速やかに取り組むとともに、対象となる健診等を拡大するため、令和3年に必要な法制上の対応を行い、<u>今和4年度早期から順次拡大し、運用</u>



[★]上記のほか、医療情報システムの標準化、API活用のための環境整備といったデータヘルス改革の基盤となる取組も着実に実施。 電子カルテの情報等上記以外の医療情報についても、引き続き検討。



自身の保健医療情報を閲覧・活用できる仕組み (ACTION 3)

現状

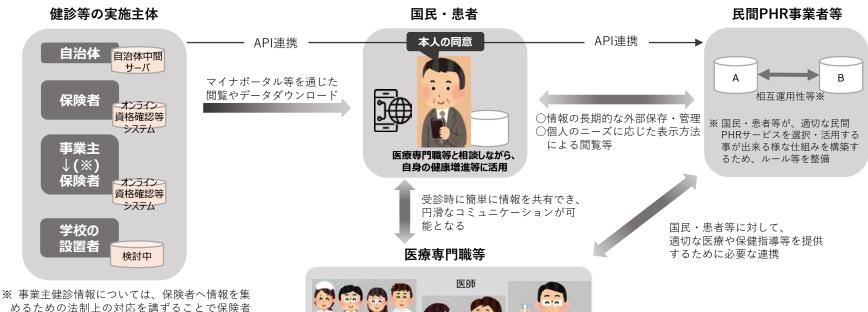
- 国民等が健診情報等にワンストップでアクセスし、閲覧・活用 することが困難
- 健診結果が電子化されておらず、円滑な確認が困難であること や災害時等における紛失リスクが存在
- 新たな感染症等の発生時に、医療機関や保健所が本人から正確 な情報を収集し、健康状態のフォローアップをすることが重要



研究者

改革後

- 国民が、マイナポータル等を通じて、 自身の保健医療情報をPCやスマホ等で 閲覧・活用が可能
- API連携等を通じて、個人のニーズ に応じた、幅広い民間PHRサービスの活用



その他医療従事者

※ 事業主健診情報については、保険者へ情報を集めるための法制上の対応を講ずることで保険者へ情報を集約させ、保険者からオンライン資格確認等システムに登録することにより、閲覧を可能とする予定。

PHRの更なる利活用について(民間PHR事業者との連携等)

第4回健康·医療·介護情報利活用 検討会資料(令和2年10月21日)

- 国民が効果的に保健医療情報を活用できる環境を整備するためには、公的に最低限の利用環境を整備するとともに、民間PHR事業者の活力を用いることが必要不可欠。
 - > 個人が取得した保健医療情報を自身で適切に管理できるようにする。
 - ⇒ 相互運用性、情報流出・二次利用対策など
 - ▶ 個人のニーズに応じて、保健医療情報を安全・安心かつ効果的に利活用できるようにする。
 - ⇒ 民間サービスとの連携、医療機関等への提示など
 - > 将来的に、保健医療の発展(サービスの質の向上)に向けて、適切に研究開発等へ活用できるようにする。

実現に向けて以下の整備が必要

安全・安心に民間PHRサービス等を活用できるルールの整備

■ 国民が安心して民間PHRサービスを活用するには、 事業者が遵守すべき情報の管理・利活用に係る基準(情報セキュリティ、利用目的、同意取得、相互 運用性など)を整理することが必要。

マイナポータルとのAPI連携

● 個人が、データファイルをダウンロードして、事業者に データファイルを提供する等の手間等をなくすために、 API連携が必要。

(課題)

- ✓ (マイナポータルAPI連携に求める基準の整理を含む)適切なルールの整備。
- ✓ (マイナポータルAPI連携に係るものを含む) ルールの要件を満たしていることを証明するための仕組み。
- ✓ サービスの技術革新のスピードに対応できる見直しの体制。

●関連する改革項目とその進捗等について ④予防・健康づくりの産業化

健診データ等の活用とデータヘルスへの民間参入の促進

17. 予防・健康づくりへの取組やデータヘルス、保健事業について、多様・包括的な民間委託を推進

進捗状況 (遅れている場合はその要因)

- 令和元年健保法等改正により、レセプト情報・特定 健診等情報データベース(NDB)と介護保険総合 データベース(介護DB)の連結解析、民間企業を含 む幅広い主体に対する第三者提供の枠組み等を制度化 し、本年10月1日より施行したところ。
- 健康・予防サービスを提供する事業者との協働・連携を推進させる場としての「データヘルス・予防サービス見本市」の開催を支援し、医療保険者等と事業者のマッチングを促進しており、特定健診の受診勧奨の案内状送付サービスや、健康経営支援サービス等の商談が成立しているところ。

今後の取組方針

- 今後、改正健保法等に基づき、民間企業を含む幅広い主体に対して、NDB等データの提供を行っていく。 保健医療分野の他の公的データベースについても、法的・技術的課題が解決できたものから、順次NDB等との連結解析が可能となるよう検討する。
- 来年度以降も引き続き「データヘルス・予防サービス見本市」の開催の支援を行う予定であり、医療保険 者等と事業者のマッチングの促進をしていく。